

奈良県における取組

1. 文化財の保存・整備について

(1) 社寺、史跡等の保存・整備

- ①当県では、文化財の保存と活用を一体的に推進するため(仮称)奈良県文化財保存活用条例を制定する予定である。しかしながら、社寺や史跡等文化財の保存整備において、近年国庫補助金の配分が低下し、**事業内容の大幅な変更や完成時期の先送りが発生している**。
- ②市町村が史跡の整備を行うにあたっては、文化庁の50%補助に加え、県の補助を上乗せしているが、人口や財政の規模の小さい自治体が大規模な史跡等の整備活用を行うにあたり市町村の負担が過大となっている。

(2) 国有史跡公有化事業及び管理事業

- ①現在藤原宮跡において国の委嘱を受け、世界遺産登録に向けた公有化を鋭意進めているが、十分な予算が確保されず進捗が滞っている。
- ②他の国有史跡においても国からの補助を受け市町村が維持管理を行っているが、草刈りや清掃等史跡の維持管理経費に対する**補助単価が実際の費用と比べ低い**ため、市町村の負担が過大となっている。

(3) 文化財の防災対策

- ①近年の自然災害の増加と人災の発生に対して計画的な対応をする必要があるため、奈良県文化財防火対策推進条例を制定し、防災対策における計画やマニュアル等の整備を検討している。
- ②平成28年4月に熊本県等において発生した地震により、文化財にも大きな被害が生じており、**文化財の耐震対策は喫緊の課題**。建造物の耐震対策については、耐震診断及び耐震対策工事は国庫補助の対象となっているが、災害復旧事業に比べて**補助率が低い**ため文化財所有者に多大な負担となっている。

2. 文化財の活用について

(1) 活用による文化財の安全確保

過疎化、少子高齢化の進行などにより、文化財を守る地域コミュニティが脆弱化している。現行の指定文化財管理費補助制度は、防災機器の点検・修理や建造物の小修理などに対象が限定されているため、例えば**無住社寺を活用したコミュニティ形成による防犯等の安全性確保**に十分に対応できない。

国にお願いすること

1. 文化財の保存・整備に対する財政支援の強化について

(1) 社寺、史跡等の保存・整備

- ①文化財の保存整備・活用に関する**補助金総額の増額**をはかること
- ②財政力の乏しい自治体が大規模史跡等の保存整備を行う場合、社寺建造物所有者への補助同様に**補助率を引き上げる**こと



(史跡高取城跡石垣)

(2) 国有史跡の公有化事業予算の確保及び管理に対する財政支援の強化

- ①**藤原宮跡の公有化予算を増額**すること
- ②国有史跡の管理事業にかかる**単価、補助率を引き上げる**こと



(特別史跡藤原宮跡)

(3) 文化財の防災対策について

- ①防災対策における計画やマニュアルの策定等に対して**補助金のメニューを追加**
- ②建造物の耐震診断及び耐震対策工事については、**災害復旧事業並みの補助率を適用し**、文化財所有者への財政的支援を講じること



長谷寺本坊

2. 文化財の活用に対する財政支援の強化について

(1) 活用による文化財の安全確保

- 以下の経費を対象とする**補助金のメニューを追加**すること
- ・無住社寺を中心とした地域安全計画の策定経費
 - ・美術工芸品及び民俗文化財に関する小規模事業
 - ・公開・活用に要する経費
 - ・警備会社への警備委託に要する経費